

和歌山市スマートシティ推進プラットフォーム規程

令和3年11月2日

(目的)

第1条 「和歌山市スマートシティ推進プラットフォーム」(以下、「本会」)は、多様なステークホルダーの積極的な参画及び官民連携を推進することにより、和歌山市におけるスマートシティの取組を加速することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「スマートシティ」とは、先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組であり、Society5.0の先行的な実現の場を指す。

(活動内容)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 先進的技術の活用を通じた行政課題の解決やデジタル化の推進に資する取組
- 二 先進的技術の活用を通じた地域の企業等の生産性向上に資する取組
- 三 先進的技術の活用を通じたまちの魅力向上に資する取組
- 四 その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会員等)

第4条 本会は、本会の目的に賛同し本規程を順守するとともに、暴力団等の反社会的勢力と関係がない企業、団体(原則として、法人格を有する者に限る。)の会員をもって組織する。

- 2 本会への加入を希望する者は、所定のフォームに必要事項を記載した上で事務局に提出し、承認されることで、会員となる。
- 3 会員は、事務局に届け出て退会することができる。
- 4 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。
 - 一 本規程に違反又は本会の信用を著しく害したとき
 - 二 会員が解散又は営業を停止したとき
 - 三 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
 - 四 その他本会の運営に当って重大な支障が生じると認められたとき

(分科会)

第5条 活動の必要に応じて、本会に会員の一部により組織された分科会を設置することができる。

- 2 本会の会員は、分科会の設置を提案できる。
- 3 分科会の設置について事務局は助言を行うことができる。
- 4 分科会には、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 本会に、事務を処理するための事務局を置く。

- 2 事務局の事務は、和歌山市総務局総務部デジタル推進課において処理する。

(運営)

第7条 会費は、無料とする。ただし、参加を希望する団体等を募り実施する活動について、参加費等を徴収することは妨げない。

(規程の制定改廃)

第8条 本規程の制定改廃は、必要に応じて事務局において行うこととし、制定または改廃した場合においては、直ちに会員に通知する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この規程は、令和3年11月2日から施行する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。